

令和 7 年度三浦市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和 7 年 3 月 13 日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、もって障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用

本方針の適用は、本市の全ての組織とする。

3 調達の対象となる障害者施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は法第 2 条第 4 項に規定する次の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する次の施設
 - ア 同条第 11 項に規定する障害者支援施設
 - イ 同条第 27 項に規定する地域活動支援センター
 - ウ 同条第 1 項に規定する次の障害福祉サービス事業を行う施設
 - （ア） 同条第 7 項に規定する生活介護
 - （イ） 同条第 13 項に規定する就労移行支援
 - （ウ） 同条第 14 項に規定する就労継続支援
- (2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年 1 月 30 日政令第 22 号）に規定する次の事業所
 - ア 第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
 - イ 第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）※

※重度障害者多数雇用事業所の要件は次の全てを満たす事業所

 - （ア） 障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）である労働者の数が 5 人以上
 - （イ） 労働者のうち、障害者である労働者の割合が従業員の 20%以上
 - （ウ） 障害者のうち、重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の割合が 30%以上

- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「雇用促進法」という。）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者
- (5) 雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

4 調達目標

- (1) 本年度の調達額は前年度の調達額を上回るよう努める。
- (2) 本市の各機関の物品等の調達においては、本方針のほか、市の高齢者施策、地域振興施策等との調和を図りつつ、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。
- (3) 障害者就労施設等からの調達における対象品目は、法に基づき国が定める調達方針に定める分類に準拠し、積極的な調達に努める。
- (4) その他、本方針の目的に資するよう、障害者就労施設等の物品等の販売の機会の提供、その他民間団体での調達の機会の増加に資する情報の提供及び啓発に努める。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針の策定又は改定を行ったときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 方針策定後の調達実績については年度毎に概要を取りまとめたうえ、市ホームページ等により公表する。